

入札監理小委員会における審議結果報告 「電子認証システムに係る運用・保守業務」

法務省の電子認証システムに係る運用・保守業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業概要について

(1) 事業概要

電子認証システム（商業登記に基づく電子認証制度を運用するために構築され、電子証明書の発行や有効性の確認等を行うためのシステム）に係る運用・保守業務

(2) 事業期間

令和6年11月～令和11年3月（4年5か月間）

2. これまでの経緯について

(1) 選定経緯

今回が市場化テストの1期目である。

本事業については、一者応札が継続していたこと等を受け、令和3年3月に実施された「公共サービス改革小委員会でのヒアリングを経て、公共サービス改革基本方針（令和3年7月閣議決定）」において、対象事業として選定された。

また、本事業の選定に当たっては、事業の開始時期、事業内容等の詳細について、次期システム更改のタイミングにあわせて、クラウド化、システム構築を含めた業務の一括化などを含め、監理委員会と連携して検討することとされた。

これを受け、法務省において、デジタル庁とも連携の上、次期事業の調達に向けた検討を行った結果、令和4年9月の入札監理小委員会において、運用・保守業務は、設計・開発業務と一括して調達するのではなく、運用・保守業務のみを調達するのが適切であり、市場化テストは、令和7年度開始予定の運用・保守業務を対象として開始することとした旨の報告がなされている。

(2) 市場化テストの開始時期について

「公共サービス改革基本方針（令和5年7月閣議決定）」の決定にあたり、法務省から、契約の開始時期を令和6年12月をメドとするとの意向が示されたことから、第298回本委員会（令和5年6月26日開催）で事務局からその旨を報告の上、基本方針に反映させた。

法務省から、コロナ及び半導体不足の影響により、調達期間を長くとりたいとの申出があり、契約開始時期を令和6年8月からとして審議、了承された（第709回入札監理小委員会（令和6年2月2日））

令和6年4月に、法務省よりスケジュールについて、下記の通り変更（意見招請開始6月上旬開始、契約開始を令和6年11月）との連絡があった。

| <当初予定> | | <変更後の予定> | |
|-----------|--------|-----------|--------|
| 令和6年4月頃 | 意見招請開始 | 令和6年6月上旬頃 | 意見招請開始 |
| 令和6年5月上旬頃 | 入札公告 | 令和6年9月上旬頃 | 入札公告 |
| 令和6年7月頃 | 落札者決定 | 令和6年10月頃 | 落札者決定 |
| 令和6年8月頃 | 契約締結 | 令和6年11月頃 | 契約締結 |

※遅延理由：デジタル庁から法務省に対して、本事業についての所管の変更検討対応のための経費等の精査が終了するまで本調達手続きを進めないようにとの指示があり、これを受け法務省において経費等の精査を進めたが、想定以上の時間を要したことなどにより本調達のスケジュールに遅れが生じた。

3. 競争性改善の取組について

(1) 入札関連の新規参入促進対応

- ・開札から契約締結開始までの期間を20日以上確保する（資料1-2 P15）。
- ・基本要件及び業務要件の加点項目でデータセンター等のハード面よりも、運用における創意工夫の余地のある項目の重要度を高く設定した（資料1-2 P45（項目「1-7」「2-1」「2-12」「2-23」「2-24」など。））。
- ・入札説明会を開催する（資料1-2 P14）。
- ・法務省HPより調達資料のダウンロードを可能にする。
(https://www.moj.go.jp/chotatsu_homu_chotatsu_jyoho.html)

(2) マネージド契約の許容及び業務の標準化による新規参入促進

- ・従来、システムベンダーのみによる入札であったところ、マネージドPKI（認証局運用知識がある認証局ベンダーが提供するサービス提供の契約形態）による契約を許容することで、システムベンダーに加え、マネージドPKIサービスを提供する認証局ベンダーの参入を可能とする（資料1-2 P4）。
- ・設計・開発の仕様において、認証局機能の標準仕様から外れていた部分であるOCSP¹レスポンダの過去検証機能を不要とし、CRL²の提供をするように変更しており、運用も標準化されることにより、運用・保守業務への一般的な認証局ベンダーの参入を容易としている（資料1-2 P119）。

¹ OCSP(Online Certificate Status Protocol)：電子証明書が失効しているかどうかを確認するためのオンラインによる電子証明書検証手順。

² CRL(Certificate Revocation List)：電子証明書の失効情報（シリアル番号と失効日）が記載されているリスト。

- ・設計・開発事業者から、プログラム仕様書、ソースコード、移行設計書等を提供されることとしており、認証局システムの仕様も国際標準化されていることから高い保守性の維持は可能と考えており、運用・保守業務への一般的な認証局ベンダーの参入を容易としている（資料1－2 P129）。

4. 実施要項（案）の審議結果について

（1）調達対象の定義の明確化

【論点】本調達における調達範囲、受託業者の役割、担うべき機能、業務内容、発注者の役割、機器の手配（賃貸借あるいは所有品の利用の可否）を明記するべき。

【対応】実施要項案の第2の2に「電子認証システムの運用・保守等業務の目的及び形態等」として明記した（資料1－2 P3～4）。

（2）マネージドサービスについて

【論点】「マネージドサービス」がインフラの提供、保守・運用といった業務をサービスとして提供するものであるのに対して「マネージドPKI業務」は一般的にインフラと認証局の機能を合わせて提供するため、別途調達を予定している「電子認証システムの提供」を含むことになり、「マネージドPKI業務」の表現は削除すべき。

【対応】該当箇所を削除した（資料1－2 P4）。

【論点】マネージドサービスについて、サービスの要件、応札者の責任範囲を明記するべき。

【対応】サービス要件に係る評価項目を、「総合評価基準書案」別紙の「2-13」～「2-15」に明記した（資料1－2 P45）。

また、マネージドサービスにあっても、当方の設けるサービスレベル評価項目によって要求されるサービスレベル（サービス要件）を満たす必要がある旨、実施要項案第2の2(3)イに明記した（資料1－2 P4）。

（3）機器賃貸借及び請負（A）とマネージドサービス契約（B）について

【論点】機器賃貸借及び請負（A）とマネージドサービス契約（B）の運用要件、役割、及びサービスレベルを明確化すべき。

【対応】実施要項案の第2の2に「電子認証システムの運用・保守等業務の目的及び形態等」として明記した（資料1－2 P3～4）。

（4）非機能要件の審査の明確化

【論点】マネージドサービス業者について体制、運用状態（セキュリティ、安全性）などの非機能要件をいつ、誰が、どのように評価するのか。

【対応】要求される非機能要件は、実施要項案の第2の「3 本業務の概要」及び「4 確保されるべき対象業務の質」（資料1－2 P 5～12）に記載のとおりであり、入札手続に際しては、提案書審査の段階で法務省において、各事業者による提案が当該要件を満たすものになっているかを審査する（審査の方法については、「総合評価基準書案」の第3（資料1－2 P 38～40）に明記されている。また、「総合評価基準書案」の別紙中、項番「2-1」から「3-4」まで（資料1－2 P 45、46）が当該要件に係る審査項目である。）。さらに、契約の履行段階にあっては、法務省及びデジタル庁が当該要件のとおり履行されるよう監督することを追記した（資料1－2 P 28）。

5. 意見招請の対応について

意見招請（令和6年6月12日～7月3日）において、計9件の質問等があり、動作検証作業実施時期の修正等、計4件の修正を行った。

6. 意見招請によらない実施要項の変更について

予算の査定による契約範囲等の修正、スケジュールの後ろ倒しによる日付の修正、設計開発の工程が進んだことを受けた修正等を行った。